

ケープタウン条約・MAC議定書に関する 委託調査報告書 ＜エグゼクティブサマリー＞

ケープタウン条約：可動物件の国際担保権に関する条約

MAC議定書：鉱業物件、農業物件及び建設業物件に固有の事項に関する可動物件の国際担保権に関する条約の議定書



2026年3月

エグゼクティブサマリー (1/3)

ケーブルタウン条約	法的構造と各議定書の関係	■ ケープタウン条約は、航空機等高額な可動物件に関して国際担保権の法的枠組みや登録制度等を確立することにより、対象機械の資金調達やリース取引を促進し、もって貿易及び経済活動の活性化を目的とする条約である。 ➢ 航空機、鉄道、宇宙資産、MAC（鉱業・農業・建設）の各議定書が、個別の対象資産に対する実務的なルールを規定 ■ 条約と議定書の両方を締結することで発効する二階建て構造
	法的・経済的效果	【法的効果】 ■ 販売者・輸出者・貸付者は、可動物件を国際登録簿に登録すると、各国で担保権を設定しなくても、世界中の締約国において担保権を主張できる 【経済的效果】 ■ 貸付金利等の低下に伴い、購入者・輸入者等の購入コストが下がり、輸入国経済の活性化に繋がる ■ 販売者・輸出者・貸付者にとっては販売・輸出額の増大が見込め、特に新興国で有効である ※ 日本が未批准であっても法的・経済的效果を獲得することは可能 ※ 個別取引に使うか否かは取引者の任意
	条約の署名・発効状況	■ 欧米中を始め締約国・地域が88カ国・1地域あるが、日本は署名にさえ至っていない
航空機議定書	概要及び対象資産	■ 航空機議定書は、ケープタウン条約の具体的な内容を定める付属文書 ■ 対象資産は、航空機・航空機エンジン・ヘリコプターで、重量・乗員数・推力等により規定
	活用状況	■ ケープタウン条約及び航空機議定書は2006年の発効後、国際登録簿の年間登録件数は15万件、過去20年で150万件に達するなど、国際私法上、最も成功した制度と言われている ➢ 航空機議定書では、OECDの航空機セクター了解に基づき、航空機の輸出信用保証の保険料（保証料）割引を実現

(注1) 署名：行政府の意思表示、批准：議会等で承認されること、締約：批准により締約国となる
(注2) 本報告書の内容は、原則として2025年末現在の情報を基にして作成

エグゼクティブサマリー (2/3)

MAC 議定書	概要及び 対象資産	■ MAC議定書は、ケープタウン条約の枠組みを鉱業・農業・建設機械に拡張し、国際的担保権の設定・優先順位の明確化・執行の効率化を通じて、法的安定性とグローバルな資金調達の促進を実現するためのものである ■ 債務者が締約国に所在し、議定書の付属書に含まれる56のHSコード（6桁ベース、適宜追加・削除）で指定される機械が対象になる
	活用事例 と課題	■ ケープタウン条約同様、①輸出取引、②輸出国内取引、③第三国への再輸出取引で法的効果が発揮される ■ 主な活用事例には、「高額機械を対象に、建設機械メーカーの締約国ユーザー等への直接輸出」や「輸出先（締約国）の輸入者・販売支店等の同一国内のユーザーにへの販売」等が挙げられるが、活用に向けては主に新興国における議定書の認知度・理解度の向上が必要である
	経済的効果	■ 融資リスクが軽減することで、建機ユーザーは借入時の調達金利の低下・借入期間の長期化による資金負担の軽減のほか、貸付側の審査通過率が向上することが期待される ➢ UNIDROIT*は、金利1.0%低下、返済期間2年緩和を標準ケースとして経済効果を試算 ■ 上記の結果、建設機械の市場は発効後10年間で世界全体で計663億USD拡大(UNIDROIT推計) (内、日本の輸出は同期間で計62億USD(年間約1,000億円)増加の見込み(当方試算))
	署名・発効状況	■ MAC議定書は日本の建設機械メーカーの競合が存在するEU・米国は既に署名済み、中国も強い関心を示すほか、全世界で50か国以上の国々が関心を示す ■ 新興国では南アフリカ・インド・インドネシア政府が関与、米国がアジア太平洋・中南米地域での推進に尽力するなど、各国・地域において批准に向けた検討が進んでいる
	UNIDROIT*の 推進体制	■ UNIDROITの下、16の加盟国で構成される準備委員会、及び、WG・タスクフォース等が組織 ■ MAC議定書は原則5ヵ国が批准次第、発効し、登録簿の運用開始日が決定される予定 ■ なお、MAC議定書発効後は、議定書・登録簿の運営を担う締約国で構成される小委員会が組織され、HSコードの追加・削除はこの小委員会で協議されることが想定されている

*UNIDROIT（ユニドロフ）：私法統一国際協会（International Institute for the Unification of Private Law）。
各国の私法（商取引法）の調整・近代化するために設立された政府間国際機関。ケープタウン条約の作成主体

エグゼクティブサマリー (3/3)

日本への影響 と対応の方向性	未批准である 場合の中長期的 懸念	■ ケープタウン条約及び各議定書は、原則として債務者の所在地が締約国であることを適用条件としているため、日本が批准しない場合であっても、短期的な取引上の不利益は限定的であると考えられる ■ しかしながら政府、輸出関係者にとって将来的に次の点での大きな不利益を引き起こす懸念が強い ➢ 制度形成（ルールメイク）からの排除 ➢ 制度運用面での情報の不足、不利な扱いの懸念 ■ 米欧中等の主要国も既に条約の締約国となっており、MAC議定書の発効も視野に入っている ■ そのため、日本政府としては条約及びMAC議定書の署名・批准に向けて一刻も早く取り組んでいただく必要がある
	日本政府	■ 政府における検討体制の整備 ➢ ケープタウン条約・MAC議定書は外務省、法務省、経済産業省等に関係するため、省庁横断的な検討体制の整備 ■ 国際会議への積極的関与 ➢ 関連する国際会議や専門家会合への継続的な参加を通じて、制度運営の最新動向を把握、日本の立場を発信 ➢ 署名、批准についての具体的な工程を設定した上での検討
政策提言	建機メーカー・ 団体	■ 産業界における連携強化 ➢ 建設機械メーカー自身とともに、金融・保険機関、商社等を含む広範なステークホルダーとも連携し、政府への働きかけを行うための具体的な活動を実施

EOF
